

常滑市公共下水道事業経営戦略

(令和 7 年度～令和 16 年度)

令和 7 年 3 月

常滑市建設部下水道課

目 次

1. 経営戦略について.....	1
(1) 経営戦略とは	1
(2) 経営戦略改定の経緯	1
(3) 常滑市における経営戦略.....	1
2. 下水道の役割	2
3. 下水道事業の現状.....	3
(1) 公共下水道の概要	3
(2) 公共下水道区域	4
(3) 下水道経営に係る状況	5
① 公共下水道の整備.....	5
② 人口.....	6
③ 有収水量と使用料収入.....	9
④ 施設の老朽化.....	10
⑤ 経営指標.....	11
4. 常滑市公共下水道事業の課題.....	13
5. 経営の基本方針	20
6. 経営基盤強化への取組.....	21
7. 財政収支の見通し.....	25
(1) 使用料収入	25
(2) 維持管理費（営業費用）.....	25
(3) 建設改良費	25
(4) 一般会計繰入金	26
(5) その他	26
8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	27
(1) 事後検証、改定等に関する事項.....	27
(2) モニタリング指標の設定.....	28
(3) 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	31

1. 経営戦略について

(1) 経営戦略とは

下水道は、生活環境及び自然環境を守るために必要不可欠な都市の基盤施設であります。しかしながら、公共下水道事業は、今後の人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、自然災害に備えた強靱化に伴う投資費用の増大等により、使用料収入が減少し投資費用が増加することが想定され、経営環境が厳しい状況に向かっていると考えられます。

経営戦略とは、将来の投資と財源を財政収支により予測し、改善すべきポイントを把握することによって、その対策を立案し、実施すべき取り組みを推進することで、持続的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指すものです。

(2) 経営戦略改定の経緯

平成 26 年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取り組みの一つとして経営戦略を策定することが求められました。

また、令和 4 年 1 月には「経営戦略の改定推進について」において、令和 7 年度までに経営戦略の見直し率を 100%とすることとされています。

なお、経営戦略は、3 年から 5 年ごとに見直し、PDCA サイクル※を働かせることが必要とされています。

(3) 常滑市における経営戦略

常滑市の公共下水道事業は、平成 5 年度に事業認可を受け、平成 6 年度から汚水管渠整備に、また平成 9 年度から常滑浄化センターの建設に着手し、平成 13 年度から供用開始しています。

その中で、常滑浄化センターは供用開始から 20 年以上が経過していること、雨水ポンプ場の一部は供用開始から 40 年以上が経過していることから、今後、老朽化により修繕費等の維持管理費が増加していくことが予想されます。

また、管渠整備、常滑浄化センターの機能増強及び前述した老朽化した施設・設備の改築、自然災害に備えた強靱化等を計画していますので、建設費が増加することになります。

このような状況の中、常滑市は下水道事業の経営基盤をより強固なものにするため、平成 28 年度に経営戦略を策定し、令和 2 年 3 月に企業会計の導入に合わせて改定を行いました。前回の改定から 5 年を迎えるにあたり、建設改良費、維持管理費、委託費、動力費等に物価上昇を反映した経営戦略の改定を行うものであります。

計画期間は、中期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう**令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間**とします。

※PDCA サイクル Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、改善していく手法

2. 下水道の役割

下水道は、次のような目的を持って建設、維持すべき都市の基盤となる施設です。

- (1) 生活環境の改善 トイレの水洗化を進めることで快適な生活環境を創出します。
- (2) 雨水の排除(浸水の防除) 都市に降った雨水を集め、河川、海まで速やかに排水することで、浸水被害を防ぎます。
- (3) 公共用水域の水質保全 河川、海等の公共用水域に未処理の汚水を排水すると、自然環境の破壊につながる恐れがあります。下水道は終末処理場で汚水を浄化し、良好な水質を保全します。
- (4) 衛生的な環境を維持 家庭や事業所の汚れた排水（汚水）や、し尿等を適切に排除しなければ、伝染病が広がりやすい不衛生な状況となります。下水道は汚水を排除することでこれを防ぎます。

3. 下水道事業の現状

(1) 公共下水道の概要

下水道の役割を実現するため、常滑市では公共下水道の整備を進めています。
令和5年度末の常滑市公共下水道の概要は、表-1のとおりです。

表-1 常滑市公共下水道の概要（令和5年度末現在）

項 目	内 容	説 明 等
事業認可年度	平成5年度	平成5年度に事業認可を受け、平成6年度管渠工事に着手
全体計画 区域面積	1,743.4ha	公共下水道の整備をする全体面積
事業計画 区域面積	1,240.6ha	現時点において公共下水道を整備する面積
整備面積	1,183.6ha	公共下水道が使用できる区域の面積
整備率	67.9%	整備面積÷全体計画面積×100
公共下水道を 使用できる人口	32,497人	污水管渠を整備した区域内の人口（整備人口）
公共下水道を 実際に使用して いる人口	24,563人	污水管渠に接続した人口（水洗化人口）
水洗化率	75.6%	公共下水道を実際に使用している人口 ÷公共下水道を使用できる人口×100
下水道普及率	55.4%	公共下水道を使用できる人口 ÷行政人口（58,684人）×100
主要な施設※	污水管渠	延長 約217km
	雨水管渠	延長 約125km
	污水ポンプ場	・ セントレア污水中継ポンプ場 ・ 西之口污水中継ポンプ場
	雨水ポンプ場	・ 西之口雨水ポンプ場 ・ 榎戸雨水ポンプ場 ・ 多屋南部雨水ポンプ場 ・ 常滑北部雨水ポンプ場
	終末処理場	・ 常滑浄化センター 処理能力 19,100 m³/日 (将来処理能力 25,400 m³/日)

※ 主要な施設の働き

污水管渠	各家庭や事業所の污水を集め、終末処理場まで流します。
雨水管渠	降った雨を河川、海まで流します。
污水ポンプ場	污水管渠が深くなりすぎないように揚水します。
雨水ポンプ場	低地の雨水を強制排水します。
終末処理場	污水管渠で集めた污水を浄化して、海に放流します。

(2) 公共下水道区域

公共下水道の計画区域、整備区域を図-1 に示します。

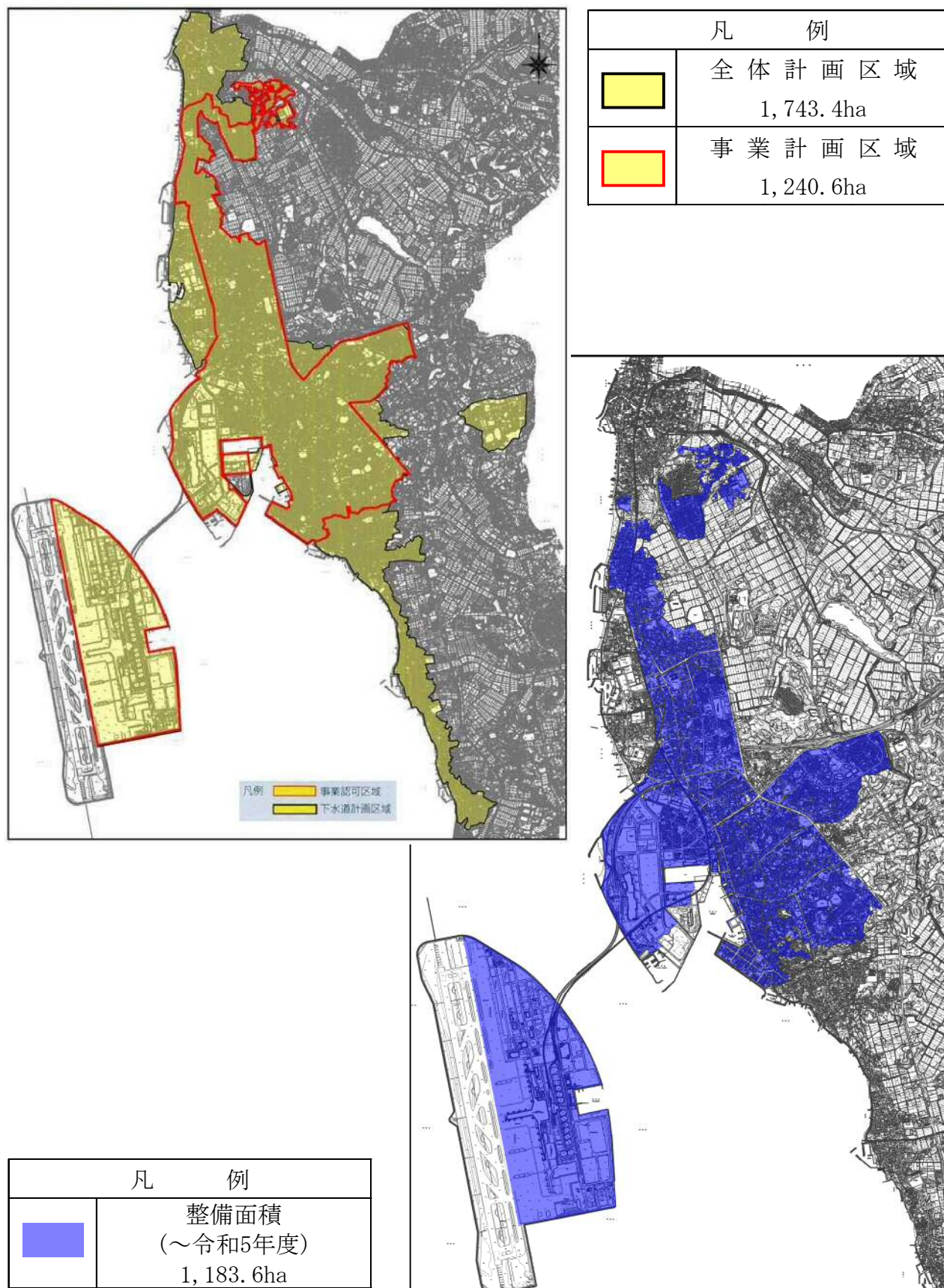


図-1 公共下水道の区域

(3) 下水道経営に係る状況

① 公共下水道の整備

公共下水道の整備は、平成6年度より幹線管渠^{※1}の整備に着手して以降、表-2に示すとおり面整備^{※2}を進めており、常滑浄化センターの運転開始に合わせて平成13年4月に一部の区域で供用を開始しました。

面整備は、全体計画、事業計画に基づいて市街化区域を中心に整備を進めており、令和5年度末の整備面積は1,183.6ha、下水道普及率は55.4%となっています。

なお、今後の整備面積は年間5ha以下を予定しています。

表-2 公共下水道整備の状況（面整備）

年度	全体整備面積(ha)		地区別整備面積（単年度）（ha）					
	単年度	累計	市 街 地				ニュータウン	空港関連
			既 成 市街地	集排 編入	土地 区画整理	計		
H9年度	—	—	—	—	—	—	—	—
H10年度	12.0	12.0	12.0	—	—	12.0	—	—
H11年度	15.0	27.0	15.0	—	—	15.0	—	—
H12年度	35.4	62.4	35.4	—	—	35.4	—	—
H13年度	29.6	92.0	29.6	—	—	29.6	—	—
H14年度	40.0	132.0	40.0	—	—	40.0	—	—
H15年度	290.0	422.0	48.0	—	—	48.0	—	242.0
H16年度	121.0	543.0	47.0	—	17.0	64.0	2.0	55.0
H17年度	191.0	734.0	65.0	—	13.0	78.0	—	113.0
H18年度	78.0	812.0	40.0	—	14.0	54.0	7.0	17.0
H19年度	67.0	879.0	37.0	—	15.0	52.0	15.0	—
H20年度	65.0	944.0	25.0	—	24.0	49.0	16.0	—
H21年度	27.0	971.0	15.0	—	2.0	17.0	10.0	—
H22年度	30.0	1,001.0	9.0	—	—	9.0	21.0	—
H23年度	9.0	1,010.0	5.0	—	4.0	9.0	—	—
H24年度	9.7	1,019.7	7.7	—	2.0	9.7	—	—
H25年度	6.4	1,026.1	5.4	—	1.0	6.4	—	—
H26年度	5.2	1,031.3	5.2	—	—	5.2	—	—
H27年度	15.9	1,047.2	15.9	—	—	15.9	—	—
H28年度	10.3	1,057.5	10.3	—	—	10.3	—	—
H29年度	38.4	1,095.9	9.4	—	—	9.4	—	29.0
H30年度	12.5	1,108.4	12.5	—	—	12.5	—	—
R1年度	47.2	1,155.6	23.5	23.7	—	47.2	—	—
R2年度	3.7	1,159.3	3.7	—	—	3.7	—	—
R3年度	9.9	1,169.2	9.9	—	—	9.9	—	—
R4年度	7.2	1,176.4	7.2	—	—	7.2	—	—
R5年度	7.2	1,183.6	7.2	—	—	7.2	—	—
合計	1,183.6	—	540.9	23.7	92.0	656.6	71.0	456.0

※1 幹線管渠は、概ね20ha以上の区域の汚水・雨水を排水する管渠です。

※2 面整備は、幹線管渠まで各家庭等からの排水を集める管渠を整備することです。

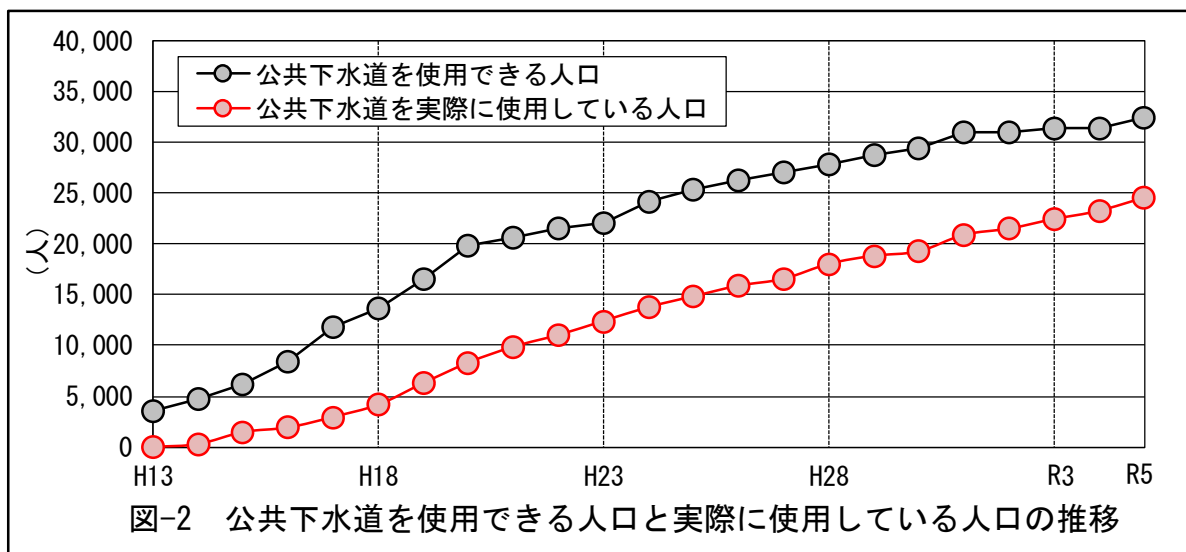
② 人口

表-3 に示すとおり、公共下水道の整備の拡大に伴い、公共下水道を使用できる人口は、前回計画策定時点の平成 30 年度の 29,482 人から令和 5 年度には 32,497 人と、5 年間で約 3 千人増えています。

一方で、公共下水道を実際に使用している人口は、平成 30 年度の 19,267 人から令和 5 年度では 24,563 人となっており、5,296 人の増加となっています。下水道を「使用できる人口」と「実際に使用できる人口」では、まだ約 8 千人の差がありますが、令和 5 年度から開始した公共下水道接続報奨金の効果もあり、水洗化率は着実に増加しています。

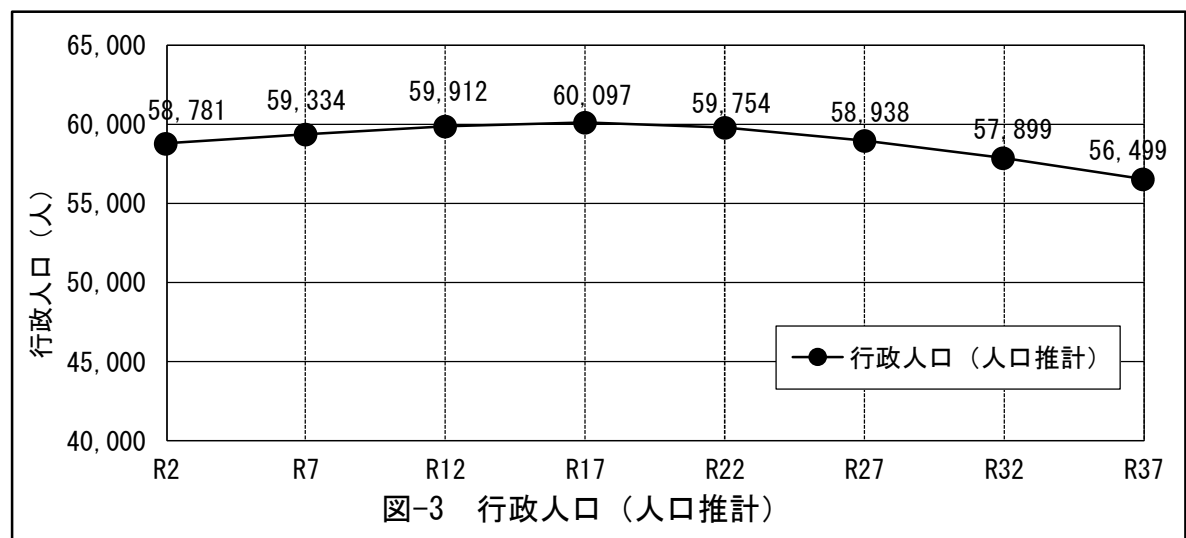
表-3 行政人口及び公共下水道を使用できる人口等の推移（実績）

年度	行政人口 (人)	公共下水道を使用 できる人口		公共下水道を実際 に使用している 人口		水洗化率 ③ =②/① ×100 (%)	備考
		人口 ① (人)	対前年度 増加率 (%)	人口 ② (人)	対前年度 増加率 (%)		
H13年度	50,621	3,570	—	0	—	0.0	
H14年度	50,549	4,715	32.1	281	—	6.0	
H15年度	50,456	6,250	32.6	1,466	421.7	23.5	
H16年度	51,115	8,445	35.1	1,926	31.4	22.8	
H17年度	51,587	11,780	39.5	2,952	53.3	25.1	
H18年度	52,246	13,710	16.4	4,167	41.2	30.4	
H19年度	53,112	16,610	21.2	6,311	51.5	38.0	
H20年度	54,173	19,900	19.8	8,328	32.0	41.8	
H21年度	54,679	20,640	3.7	9,872	18.5	47.8	
H22年度	55,045	21,490	4.1	11,035	11.8	51.3	
H23年度	55,555	22,122	2.9	12,405	12.4	56.1	
H24年度	56,826	24,175	9.3	13,765	11.0	56.9	
H25年度	57,426	25,335	4.8	14,837	7.8	58.6	
H26年度	57,830	26,228	3.5	15,888	7.1	60.6	
H27年度	58,355	27,126	3.4	16,558	4.2	61.0	
H28年度	58,594	27,899	2.8	18,021	8.8	64.6	
H29年度	58,960	28,750	3.1	18,826	4.5	65.5	
H30年度	59,135	29,482	2.5	19,267	2.3	65.4	
R1年度	59,407	31,010	5.2	20,887	8.4	67.4	
R2年度	58,781	31,010	0.0	21,493	2.9	69.3	
R3年度	58,477	31,358	1.1	22,440	4.4	71.6	
R4年度	58,472	31,459	0.3	23,250	3.6	73.9	
R5年度	58,684	32,497	3.3	24,563	5.6	75.6	



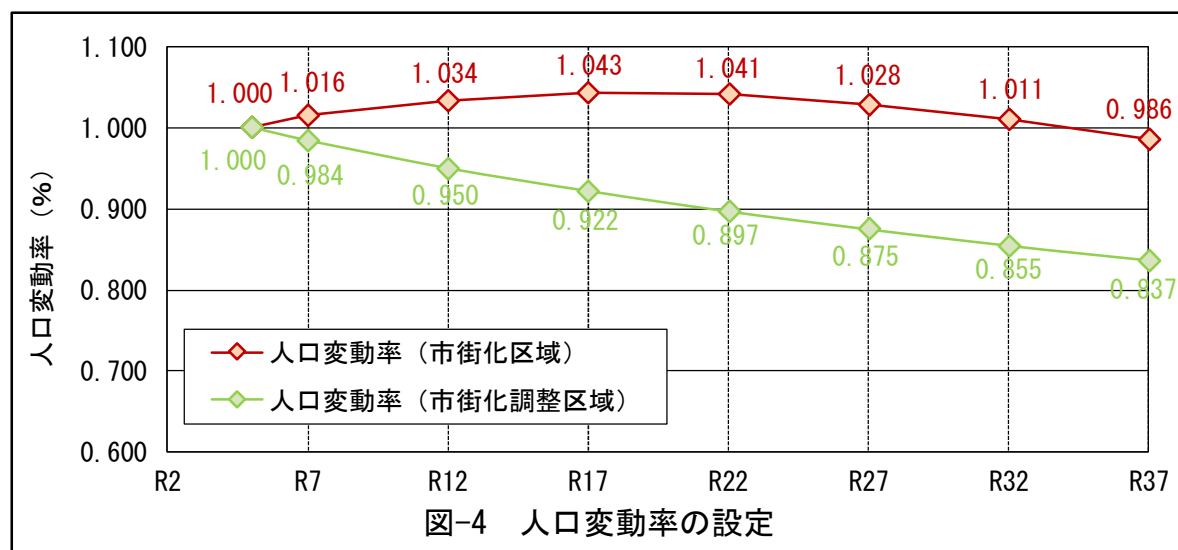
常滑市では、将来の行政人口を図-3 のとおり推計しています。

令和4年4月に策定した「第6次常滑市総合計画」における人口ビジョンの推計値(人口推計)では、令和17年度まで人口増加を予測していますが、それ以降は減少に転じるとしています。



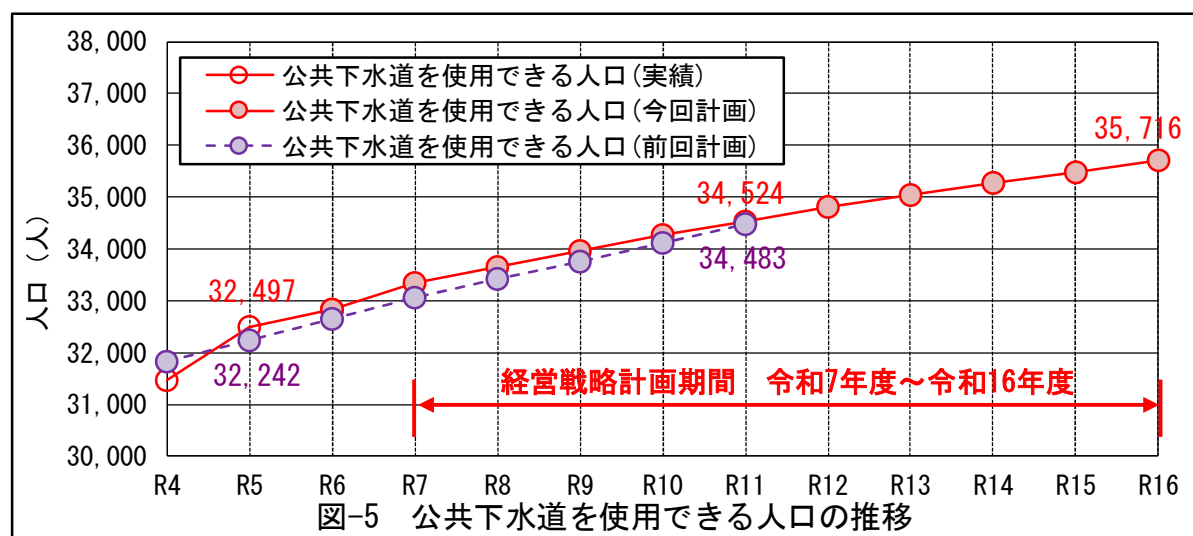
出典：「第6次常滑市総合計画（令和4年4月）」

前ページの行政人口推計値は、常滑市全体の増減傾向を示すものとなりますが、公共下水道事業の区域である市街化区域と、農業集落排水事業の区域である市街化調整区域で増減傾向が異なるため、それぞれに分けて人口変動率を図-4 のとおり設定しました。



市街化区域の人口は、計画期間中も微増を維持するものと見込まれるため、公共下水道を使用できる人口は、供用開始区域内人口の上昇と整備面積の拡大により、図-5 のとおり、増加することが予測されます。

また、前回計画と比較して概ね同じ推計であります。



③ 有収水量と使用料収入

下水道整備を進めることにより、使用料の対象となる有収水量^{※1}の推移は、図-6のとおり増加していきます。

また、令和5年度決算における使用料単価の実績に有収水量を乗じて使用料収入を推計すると、図-7のとおりです。

なお、令和2年度からコロナ禍の影響により、空港島（セントレア）の有収水量は減少しましたが、段階的に回復し計画期間末（令和16年度）にコロナ禍前の水準まで戻る推計としています。

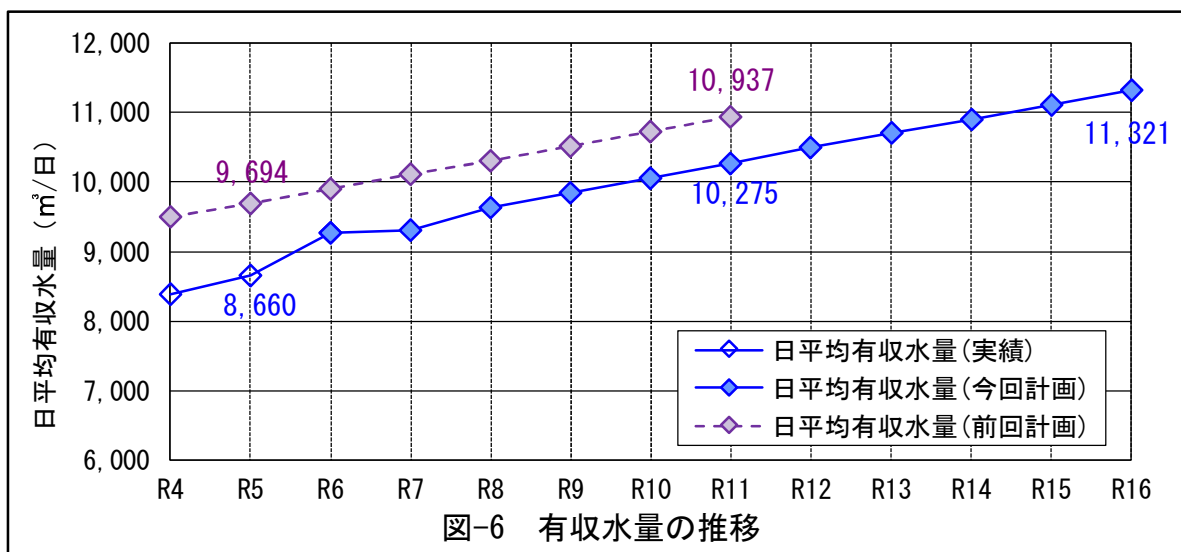


図-6 有収水量の推移

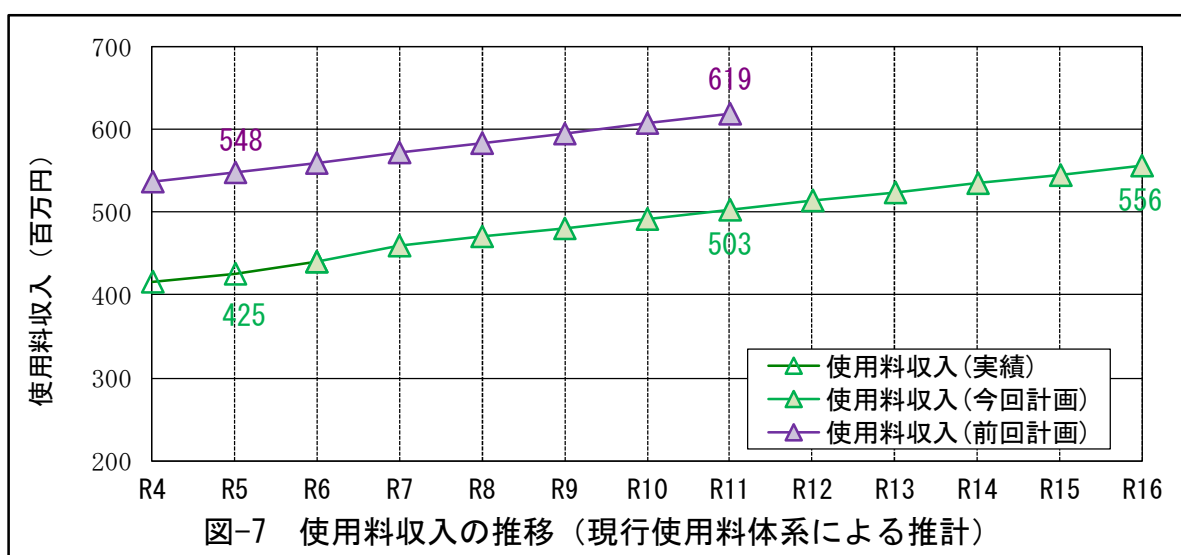


図-7 使用料収入の推移（現行使用料体系による推計）

節水意識の向上や大口需要家の減水等によって、有収水量及び使用料収入ともに前回計画に比べて減少する推計となります。

使用料収入は、維持管理費等の財源として下水道経営の大きな基盤であることから、適正な使用料収入の確保を図る必要があります。

※1 有収水量 水道メーター値等で把握し、使用料の対象となる水量をいいます。

※2 令和6年度は、口座振替減免制度により使用料収入の一部を減免した後の金額です。

④ 施設の老朽化

汚水・雨水ポンプ場及び終末処理場の供用開始年度は、表-4 のとおりです。

雨水ポンプ場のうち、多屋南部雨水ポンプ場は平成 29 年度、常滑北部雨水ポンプ場は平成 23 年度に改築事業が完了しており、榎戸雨水ポンプ場も令和 8 年度に改築事業が完了予定です。

また、常滑浄化センター及びセントレア汚水中継ポンプ場は、ストックマネジメント計画に基づく更新に令和 6 年度に着手しました。

ストックマネジメント手法^{※1}による長寿命化対策^{※2}の実施は、今後も引き続き実施していく必要があります。

また、令和 5 年度末現在の汚水管渠の延長は約 217km、雨水管渠の延長は約 125km です。このうち、令和 2 年度に公共下水道に編入した宮石地区は昭和 55 年度から整備を開始しており、一部の管渠は計画期間中に標準耐用年数の 50 年を経過します。

※1 スtockマネジメント手法 既存の施設や設備を有効に活用し、優先順位を設定した上で、長寿命化対策と予算の平準化を図る手法です。

※2 長寿命化対策 中長期的な維持管理・修繕等の経費の縮減や予算の平準化を目的に、機能や性能を維持しつつ、施設や設備を長寿命化（延命化）する対策です。

表-4 ポンプ場、終末処理場の供用開始年度及び改築・更新年度

区 分	施設名称	供用開始年度	改築・更新年度
汚水ポンプ場	セントレア汚水中継ポンプ場	平成 17 年度	令和 6 年度 更新着手
	西之口汚水中継ポンプ場	平成 20 年度	
雨水ポンプ場	西之口雨水ポンプ場	昭和 55 年度	
	榎戸雨水ポンプ場	平成元年度	令和 8 年度 完了予定
	多屋南部雨水ポンプ場	昭和 58 年度	平成 29 年度 完了
	常滑北部雨水ポンプ場	昭和 55 年度	平成 23 年度 完了
終末処理場	常滑浄化センター	平成 13 年度 (令和 5 年度増築)	令和 6 年度 更新着手

⑤ 経営指標

下水道事業経営の現状を把握するために用いられる経営指標には、以下のものがあります。

なお、計算にあたって使用する使用料収入及び維持管理費には消費税等は含んでいません。

ア) 水洗化率	公共下水道を実際に使用している人口 $\div$ 公共下水道を使用できる人口 $\times 100$ 下水道整備された地域での公共下水道の利用率の指標です。
イ) 使用料単価	1 年間の使用料収入 $\div$ 1 年間の有収水量 有収水量 1 m³あたりの使用料収入。 総務省は使用料単価について 150 円/m³を経営努力により確保すべき最低限の水準^{※1}としています。
ウ) 汚水処理原価	1 年間の汚水処理費（維持管理費＋減価償却費^{※2} （長期前受金の償却額は除く）＋償還利子額） $\div$ 1 年間の有収水量
エ) 汚水処理原価 （公費負担分を除く）	上記の汚水処理費より、公費負担分^{※3}を除いて、有収水量 1 m³あたりの額を示します。
オ) 経費回収率	使用料単価 $\div$ 汚水処理原価（公費負担分除く） $\times 100$

※1 総務省は平成 26 年 8 月 26 日付「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m³を前提として行われていることに留意すること。」としています。

※2： 減価償却費 減価償却とは、構築物、機械器具等、時間の経過等によってその価値が減少する資産（償却資産）について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分する手続きです。
 償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金等を長期前受金として計上し、減価償却費に併せて長期前受金戻入（長期前受金の償却額）として各事業年度で収益化します。

※3： 公費負担分 総務省から公表されている公営企業に対する一般会計が負担すべき経費です。一例として、分流式下水道等に要する経費の繰出し基準は、分流式の公共下水道ならびに農業集落排水施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額です。

公共下水道事業の経営指標の実績を表-5 に示します。

表-5 公共下水道事業の経営指標実績

経 営 指 標			R3年度	R4年度	R5年度	近隣団体 R4年度	類似団体 R4年度
施設の効率性	水洗化率	%	71.6	73.9	75.6	91.4	86.7
経営の効率性	使用料単価	円/㎥	129.8	135.9	134.2	105.6	134.3
	汚水処理原価	円/㎥	156.2	213.5	198.5	167.0	263.3
	汚水処理原価 (公費負担分を除く)	円/㎥	150.4	154.7	152.1	147.7	151.5
	経費回収率	%	86.3	87.8	88.3	72.7	90.3

※近隣団体：半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町 計7団体

※類似団体：人口密度及び供用開始後年が同等で、終末処理場を有している5団体
(福島県白河市、岐阜県羽島市、静岡県掛川市、三重県名張市、鹿児島県霧島市)

上の実績を踏まえ、現状の経営指標の評価を表-6 に示します。

表-6 現状の経営指標の評価

経営指標	評 価
水洗化率	近隣団体、類似団体を下回っており、改善が必要ですが、前回計画の令和11年度目標値72.3%を上回っています。
使用料単価	現在は135円/㎥程度で推移しています。総務省の示す150円/㎥の確保はできていません。改善の必要があります。
汚水処理原価	電気料や物価の上昇による変動が大きい状況です。類似団体よりも低い値に抑えられていますが、引き続き経費の節減に努める必要があります。
経費回収率	100%未満となっており、収支の改善を図る必要があります。

4. 常滑市公共下水道事業の課題

本市の下水道事業の現状を踏まえ、課題を抽出します。

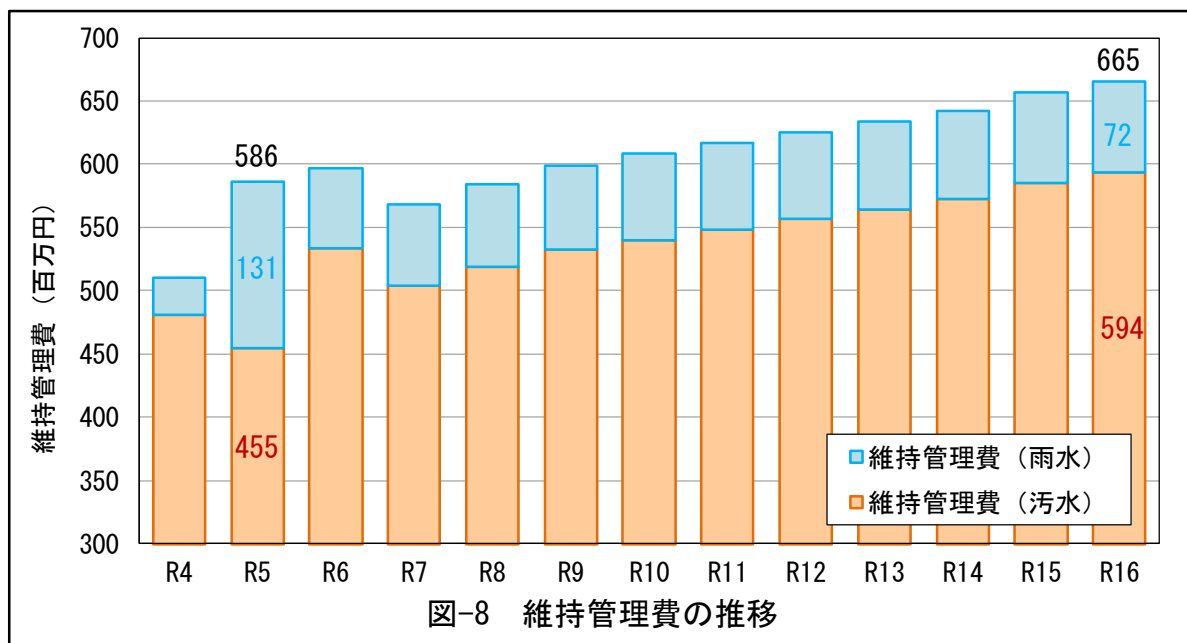
課題 1 施設の老朽化に伴う維持管理費の抑制等

図-8 に過年度の維持管理費の実績から推計した維持管理費に物価上昇を見込んだ推移を示します。

ポンプ場、処理場の多くは、建設から 20 年以上が経過しており、特に機械・電気設備で老朽化が顕著となる時期です。よって、老朽化に伴う修繕等の費用が増大し、維持管理費が増加することが予測されます。

また、令和 2 年度に農業集落排水事業から編入した宮石地区や公共下水道事業において平成 16 年度頃までに整備された区域では管渠に陶管が多く使用されています。このことは、将来において修繕費等の維持管理費の増大を招く可能性があります。

特に宮石地区の管渠の一部は計画期間中に標準耐用年数の 50 年を経過するため、適切な管理を行い延命化を図っていく必要があります。



課題2 自然災害に備えた施設の強靱化

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しています。洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化に向けた取り組みを推進しなければなりません。

災害発生に際し、下水道サービスを維持するために、施設の強靱化が課題となりますが、施設の強靱化には多額の費用が掛かるため、優先順位を定めて段階的に実施し、投資費用を平準化することで下水道事業の経営への影響を抑える必要があります。

課題3 適正な使用料収入の確保

本市の使用料体系は、基本使用料を一律徴収し、汚水の排出量に応じて超過使用料が加算されるシステム（累進使用料制）を採用しています。

令和5年度の使用料単価は約134円/㎥で汚水処理原価（公費負担分を除く）の152円/㎥を下回っており、使用料で処理費を賄えていない状況にあります。現状は事業活動に必要な費用を一般会計からの繰入金に依存している状況です。

現状の使用料体系は、事業開始時に下水道への早期接続の促進を目的とし、排出量の少ない一般家庭等では負担が少なくなるような基本使用料及び超過使用料を設定してきました。以前は、空港等の使用料単価の高い大口需要家の排出量に占める割合が高かったことから、経費回収率も100%を超えていましたが、コロナ禍以降は、大口需要家の排出量の減少と一般家庭等の接続の増加もあり経費回収率は100%を下回っています。

持続可能な下水道サービスを提供するために、経費回収率の向上を目指して適正な使用料収入を確保することが課題となります。

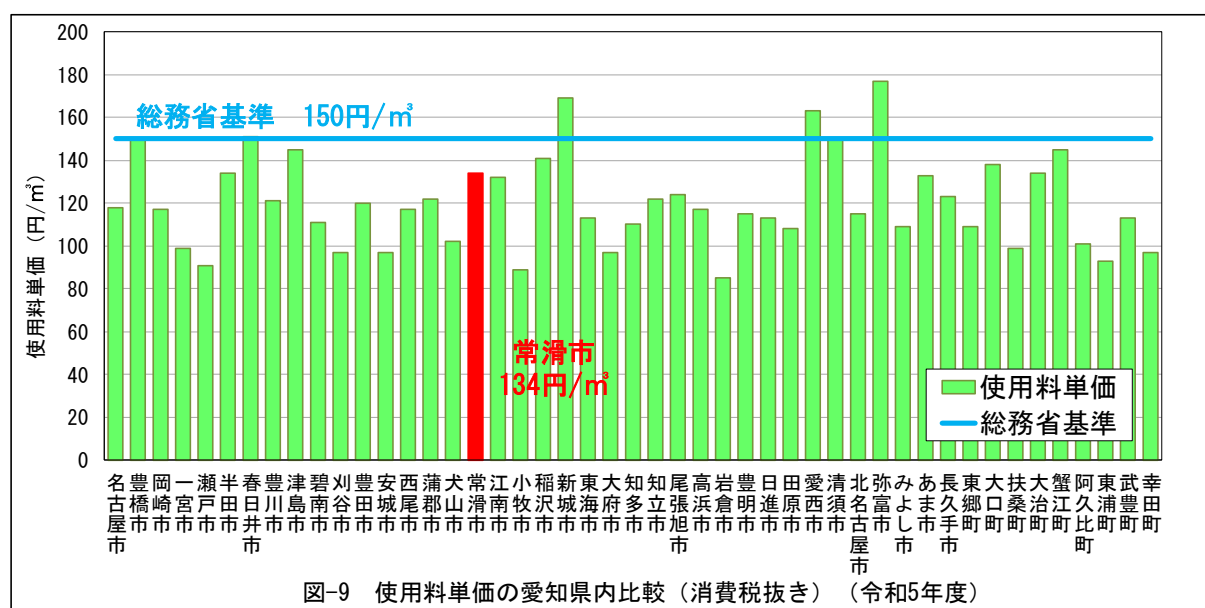
①使用料単価について

令和5年度の本市の使用料単価は約134円/㎥です。

総務省は地方財政措置の前提として、使用料徴収月3,000円/20㎥（使用料単価150円/㎥）を最低限行うべき経営努力としています。

このため現在の150円/㎥以下の使用料単価では下水道事業が地方交付税の算定から一部除外されています。

図-9に示すとおり、県内においては使用料単価が150円/㎥以下の団体が他にもありますが、多くの団体で使用料改定の動きがみられています。



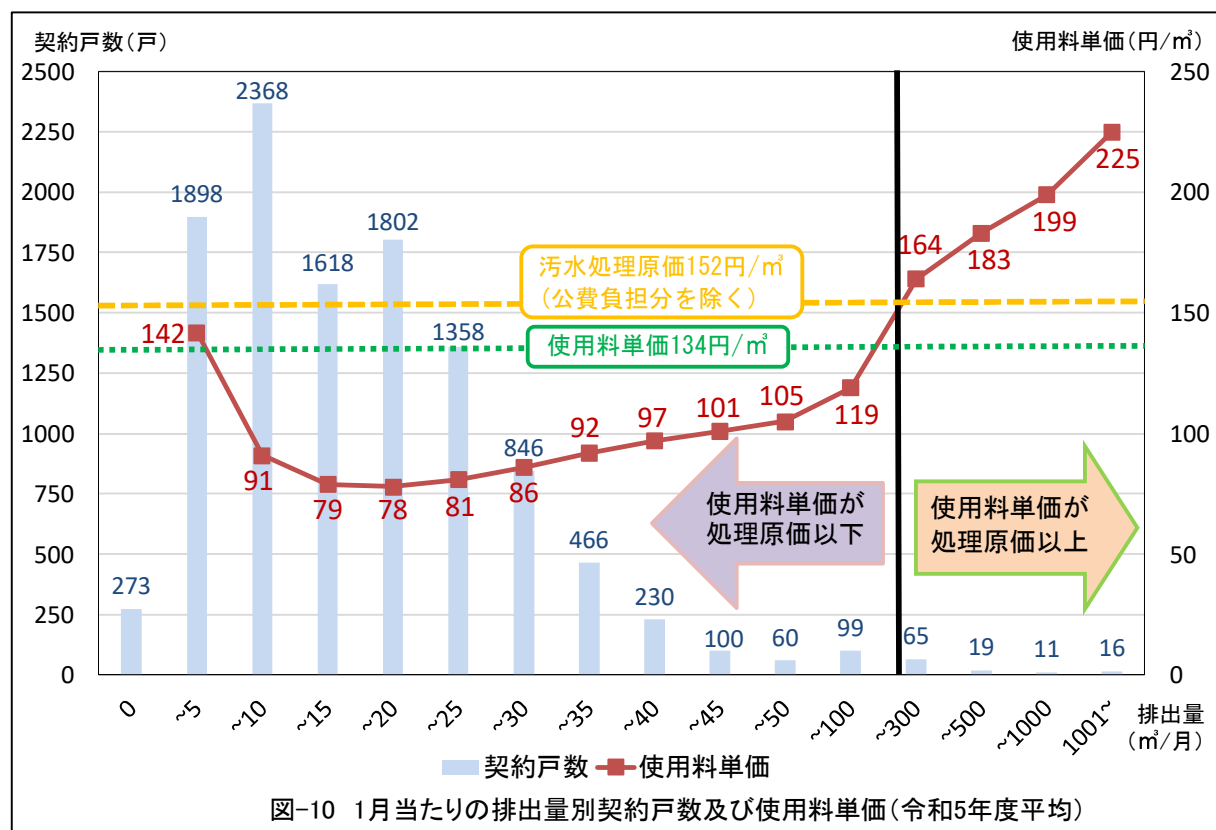
②排出量別の負担水準の偏りについて

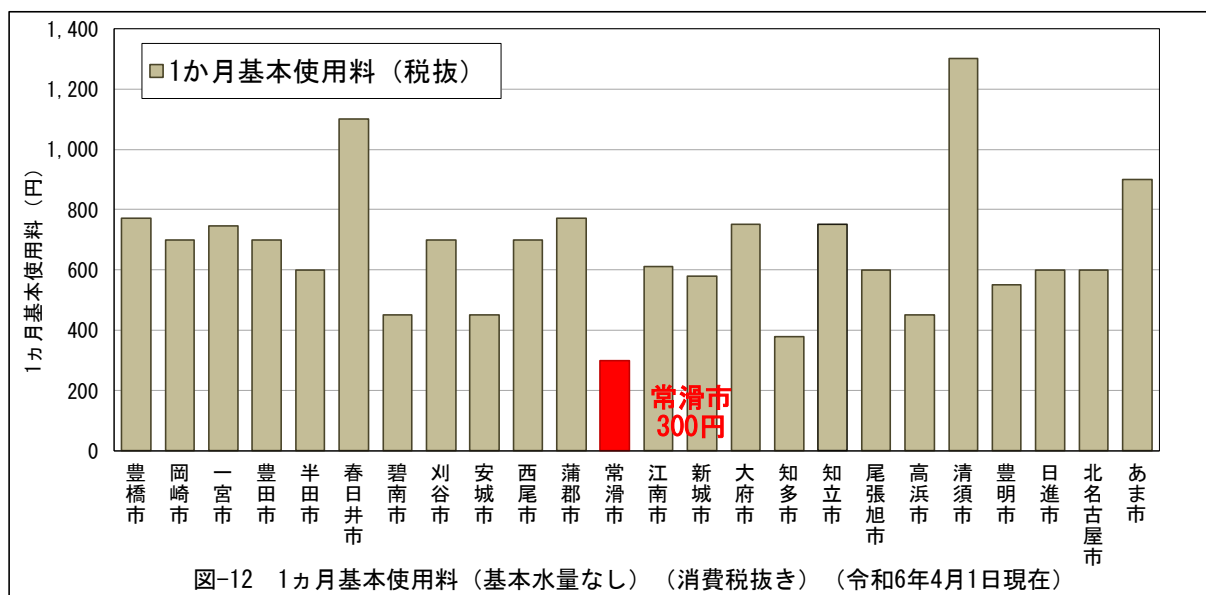
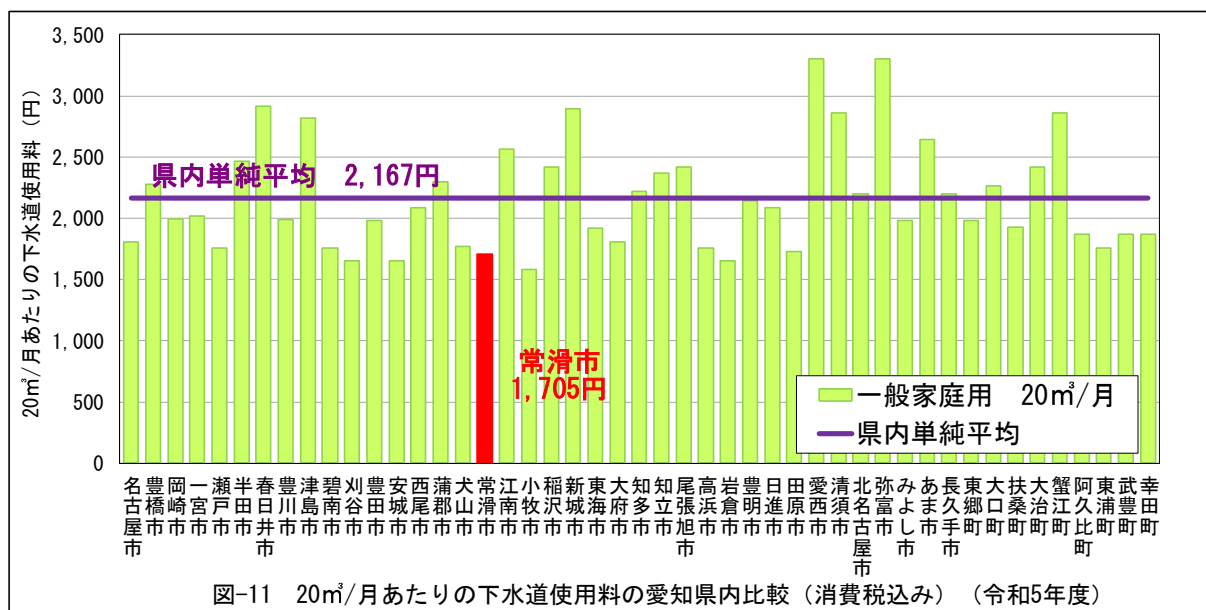
図-10 は、排出量別契約戸数及び使用料単価を示しています。

汚水処理原価（公費負担分を除く）を使用料単価が上回る契約戸数は、全体の1%未満となっています。また、全体に占める割合が多い一般家庭相当の排出量区分では、使用料単価が汚水処理原価（公費負担分を除く）の約6割前後となっており、その不足分は大口需要家及び基準外繰入金で補填する状況となっています。

この大口需要家に頼った収入構造は、コロナ禍により空港の水需要が激減した際に、大規模な使用料の減収を招く要因となるなど、安定経営の妨げになります。

また、次頁図-11 に示すとおり、20 m³/月あたりの下水道使用料（消費税込み）は県内平均で2,167円に対し、本市は1,705円であり負担額は県内でも低い水準です。この要因として、次頁図-12 に示すとおり基本使用料が県内で最低水準であることが挙げられます。一般家庭等の負担水準が低いことは、一般家庭の下水道への接続による水洗化率の向上が、経営状態の改善につながりにくい状況を招いています。





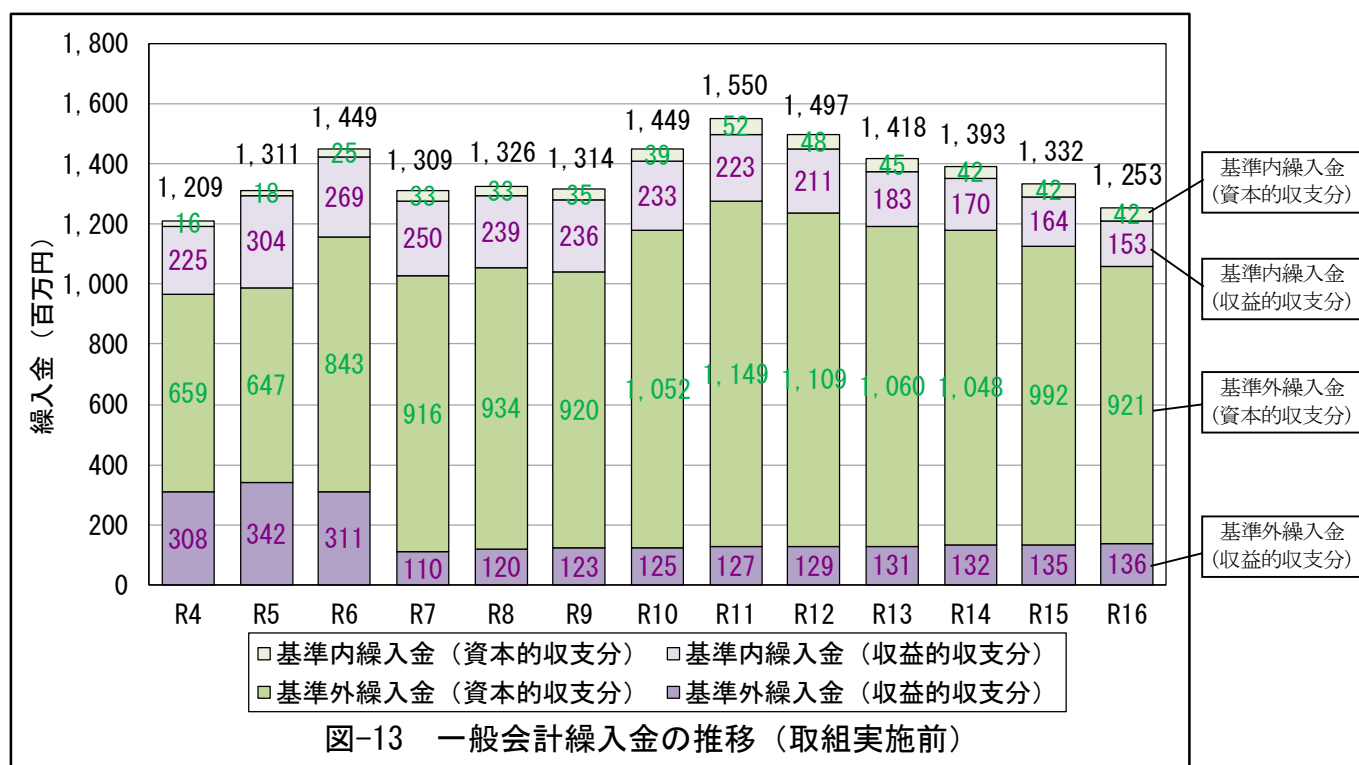
課題4 一般会計からの繰入金の抑制

本来、公営企業は、独立採算制の原則に基づき事業活動の費用は一般会計からの財源に依存することなく、事業の運営に伴う収入（使用料収入等）によって賄うこととされています。一方で、これを前提としながらも、下水道が果たす環境等に対する公的便益を踏まえ、使用料で賄うことができない汚水処理費を一般会計が負担すべき経費（基準内繰入金）として総務省が繰出基準を定められています。

しかし、本市の経営状況は、この基準内繰入金を充ててもなお支出が超過しており、不足分についても基準外繰入金として一般会計により補填している状況であります。

図-13 は、基準内と基準外に分けた一般会計繰入金の推移を示しています。経営戦略の計画期間中は12億円から16億円の間の額で推移すると予測され、基準外繰入金占める割合が大きい状況にあります。

特に収益的収支分の基準外繰入金は、独立採算制の原則及び受益者負担の観点から少なくなることが望ましく、当市の財政運営にも影響を与える事項であることから、抑制していく必要があります。



※資本的収支：企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良、及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入

※収益的収支：一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用

課題5 急激な経営環境の変化に対応する下水道事業経営の実施

コロナ禍やウクライナ情勢、金融政策等の社会情勢の変化により、下水道事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増しています。

労働者人口の減少や、物価上昇など急激な経営環境の変化に対応した下水道経営を行っていく必要があります。

課題6 未普及地域への対応

本市の公共下水道事業は、令和5年度末現在で公共下水道全体計画区域 1,743.4ha のうち約 68%に相当する 1,183.6ha が整備完了し、約 32%に相当する 559.8ha が未整備となります。未整備区域の下水道整備は、処理場・ポンプ場の新設・増設、老朽化・耐震化・耐水化事業を実施しつつ、市の財政負担とならないように、投資額を平準化しながら整備を推進します。

図-14 は、整備面積の推移を示しています。今後の整備面積は年間 5ha 以下を予定しています。

雨水の排除、公共用水域の水質保全のため、未普及地域への対応は必要ですが、公共下水道事業の事業継続性とのバランスを踏まえる必要があります。

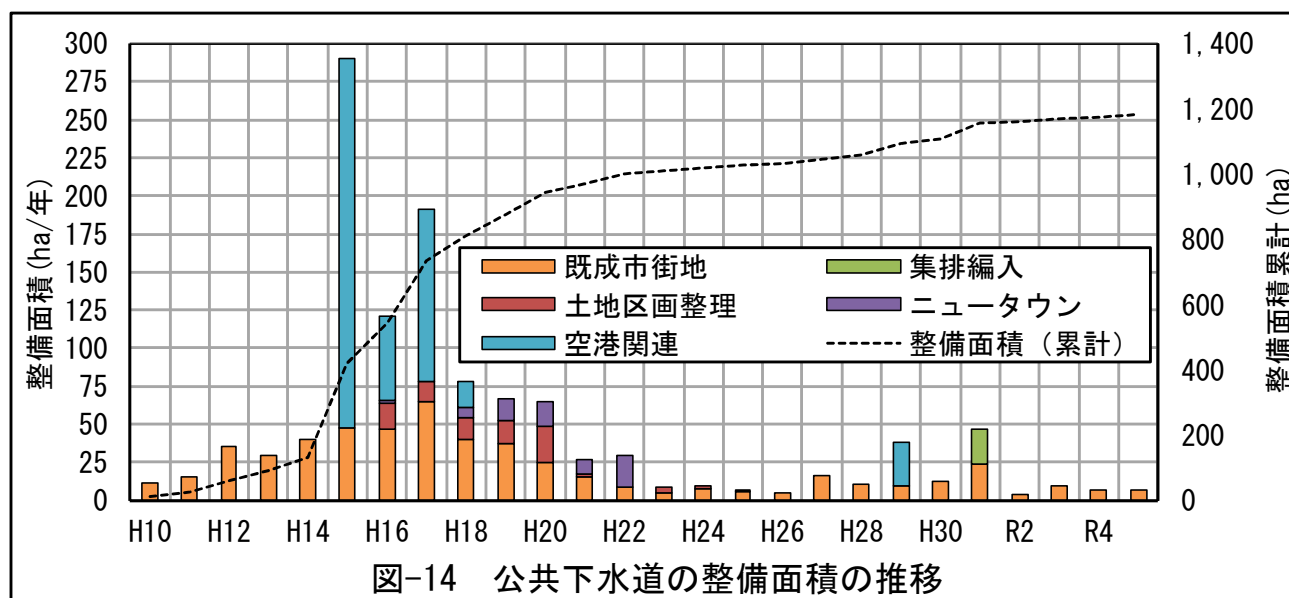


図-14 公共下水道の整備面積の推移

課題 7 人材育成

技術者の高齢化により、培われた知識、技術の継承が全国で問題となっています。また、下水道事業経営の改善、情報化社会への対応、下水道新技術への対応等、新たな知識・技術の習得も行っていかななくてはなりません。

本市においても例外ではなく、より効率的に業務を行うため、人材育成が課題となります。

このことは、委託先等の関連事業者を含めた下水道事業全体の課題として考えていく必要があります。

5. 経営の基本方針

下水道は生活環境の改善、雨水の排除、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。

このため、「**下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する**」を基本方針とします。

6. 経営基盤強化への取組

下水道事業の課題と基本方針を踏まえ、表-7 の取組みを実施することにより、経営の健全化に努めます。また、表-8 の取組みについては、投資計画等に未反映の取組みとなりますが、今後実施を検討していきます。

表-7 経営基盤強化への取組項目（1）

区 分	取組区分	取組項目	取組内容	実施年度
収益的収支の改善	収入増加	使用料の改定	本経営戦略の結果を踏まえ、経費回収率が100%未満、使用料単価が汚水処理原価（公費負担分を除く）未満であることから、使用料を改定します。	令和9 ※
		水洗化率の向上	市民のニーズを把握し、営業ターゲットを絞るため、整備区域内の浄化槽の法定点検の結果を活用して、効率的な営業活動を行います。	令和7～ 令和16
			広報とこなめ、市ホームページ、CATV等の媒体を積極的に活用し、広報・PR活動を強化します。	令和7～ 令和16
			公共下水道接続報奨金を交付し下水整備後の速やかな接続を促します。	令和7～ 令和16
			未接続世帯に対して、訪問活動を実施し、下水道接続の説明を行います。その際には未接続理由のヒアリングを行い、その後の接続促進の施策検討の参考とします。	令和7～ 令和16
		無断接続の防止	未接続世帯の訪問活動時において、公共汚水ますの有無等を確認し、無断接続していないことを確認します。また、上水道の利用状況から無断接続のおそれのある施設の調査を行います。	令和7～ 令和16
収益的収支の改善	支出削減	経費の節減	より一層、下水道事業の一般管理費（事務用品、消耗品等）の節減を進めるよう検討し、実施します。	令和7～ 令和16
		共同汚泥処理	共同汚泥処理を行うことにより、汚泥処理処分費の低減を図ります。	令和7～ 令和16
		口座振替の促進	事務効率化のため、口座振替による使用料及び受益者負担金の納付を促進します。また、納付書払いにおける費用負担の考え方について、調査・研究を行います。	令和7～ 令和16
		委託費の適正化	包括的民間委託で行っている終末処理場の維持管理について、過年度の経費の把握と市場価格の比較等を行うこと等、委託費の適正化に努めます。	令和7～ 令和16

※実施年度は審議会等の答申を踏まえて検討します。

表-7 経営基盤強化への取組項目 (2)

区 分	取組区分	取組項目	取組内容	実施年度
資本的収支の改善	収入増加	未収金対策	受益者負担金の未収金対策に取り組むことにより、より一層の増収を目指します。	令和 7～ 令和 16
	支出削減	ストックマネジメント手法の導入	ストックマネジメントにより下水道施設の延命化等の優先順位、対策費の平準化等を計画し、下水道機能の効率的な持続を図ります。	令和 7～ 令和 16
		建設コスト縮減	污水管渠、その他施設の建設にあたっては、建設費を削減できるコスト縮減技術の導入を検討します。	令和 7～ 令和 16
		設計等委託方法の適正化	業務内容を把握し、必要作業を絞った仕様書を作成する等、委託費の適正化に努めます。	令和 7～ 令和 16
	その他	下水道事業基金の積立	将来の施設更新等の支出の増大に備え、下水道事業基金の積み増しを行います。	令和 7～ 令和 16
共通事項	支出削減	広域化・共同化	愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本市も広域化・共同化の実現に向け検討（ハード対策及びソフト対策）を行い、実現性のあるものに着手していきます。	令和 7～ 令和 16
	収入増加 支出削減	人材育成	知識・技術の継承と習得を行うため、また、コスト削減の意識と質の高い営業が行えるよう、日本下水道事業団等の研修に参加し、人材育成します。	令和 7～ 令和 16
		周辺自治体との情報交換	周辺自治体と経営に関する情報交換を継続して実施します。	令和 7～ 令和 16

表-8 未反映の取組や今後検討予定の取組項目

区 分	取組区分	取組項目	取組内容
収益的収支の改善	支出削減	不明水対策及び維持管理費縮減	管渠の点検・調査を実施し、改築工事の実施を促進することで不明水の削減を図り、維持管理費の支出抑制を図ります。
資本的収支の改善	支出削減	污水適正処理	効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に污水处理施設を整備します。
共通事項	支出削減	民間活用	民間活力の活用については、現状の委託形態を更に進めたウォータ PPP、PFI 等について他団体の動向を注視しながら、調査、研究、情報収集に努めます。
		新技術の導入	ポンプ場、終末処理場等での設備の新設、改築更新を実施する際は、維持管理費のコスト縮減に優れる新技術の導入を検討し、設計に反映するとともに、脱炭素社会への貢献に努めます。
		DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	ICT や AI 等のデジタル技術を活用について他団体の動向を注視しながら、調査、研究、情報収集に努めます。
		公費負担の見直し	公共下水道接続時における取付管等に係る公費負担について周辺市町の状況調査等を見直しに向けた調査を行います。

本市の使用料制度は課題に示したとおり、以下の問題を抱えています。

- ・経費回収率が100%を下回っている。
- ・使用料単価が150 円/㎡を下回っている。
- ・排出量別の負担水準に偏りがある。

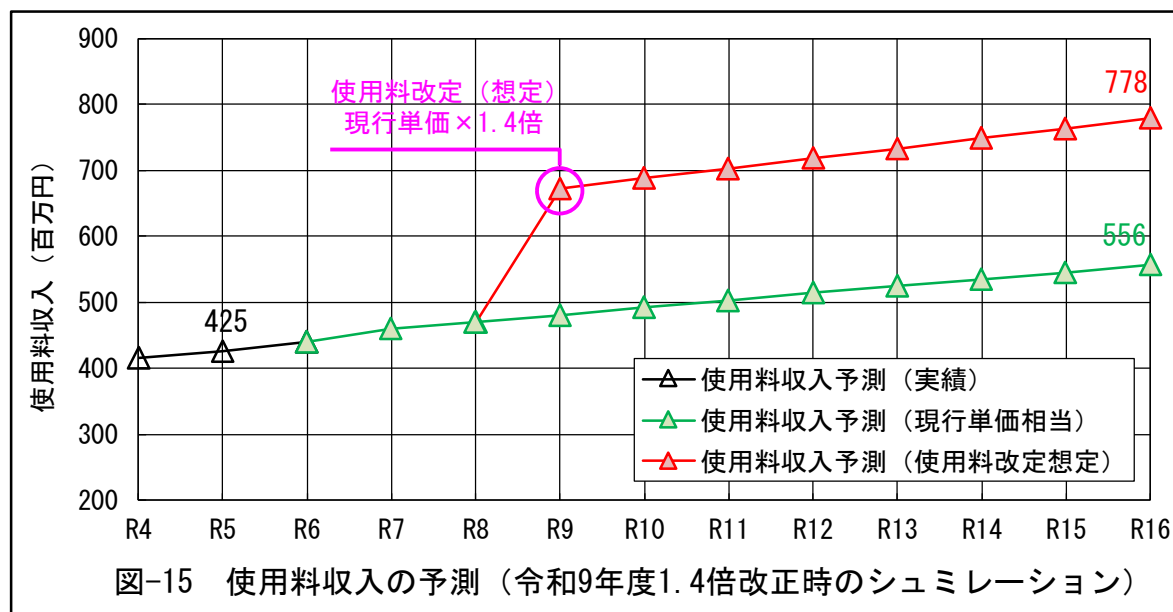
このことから、本経営戦略における重点となる取組項目として使用料の改定が必要な状況です。

このため使用料の改定の目標を以下のとおりとし、改定目標を達成するため、使用料単価を現行の1.4倍相当とする使用料改定に取り組みます。

- 経費回収率 100%以上
- 使用料単価 150 円/㎡の確保
- 基準外繰入金（収益的収支分）の皆減

なお、本経営戦略では令和9年度に上記の改定を行うものと仮定して収支計画等の試算をしておりますが、改定時期や使用料体系等については、近隣市町の動向、市民の急激な負担増の影響、経済情勢等を考慮し、審議会の答申を踏まえて検討します。

有収水量に上記で想定した改定後の使用料単価を乗じて使用料収入を予測すると図-15 のとおりとなり、計画期間末（令和16年度）の使用料収入は、改定前の約556百万円から、改定後に約778百万円となり、約222百万円の増収が見込まれます。



また、使用料体系の検討においては国土交通省が令和2年7月の「人口減少下における維持管理時代の下水道経営の在り方検討会 報告書」で示した「基本使用料割合の遡増」及び「適切な累進度の設定」を踏まえて検討するものとします。

- ・将来の有収水量の減少に備えるためには、利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。
- ・従量使用料における累進度の設定にあたっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきである。

出典：「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書（令和2年7月）

7. 財政収支の見通し

財政収支の見通しについては、32、33 ページの「投資・財政計画（収支計画）」に示しています。

計画期間末（令和 16 年度）においては、使用料改定などの取り組みの効果により、収益的収支については一定の経営改善が図れるものの、資本的収支については元金償還金の負担が大きく、引き続き一般会計からの基準外繰入金が必要となる見込みです。

なお、使用料収入等の考え方は以下のとおりです。

（１）使用料収入

面整備、水洗化率の向上及び使用料改定により、令和 16 年度の使用料収入を約 7.78 億円と見込みました。

（２）維持管理費（営業費用）

維持管理費等については職員給与費を代表とした固定費（有収水量に関わらず一定と考えられる費用）、動力費を代表とした変動費（有収水量に応じて変動すると考えられる費用）に分け、物価上昇を反映して将来額を見込みました。

（３）建設改良費

常滑浄化センターの増設・改築・耐水化事業、面整備（年間 5ha 以下）、汚水ポンプ場の改築事業、雨水ポンプ場の改築・耐震・耐水化事業及び共同汚泥処理事業等を該当の各年度に見込みました。

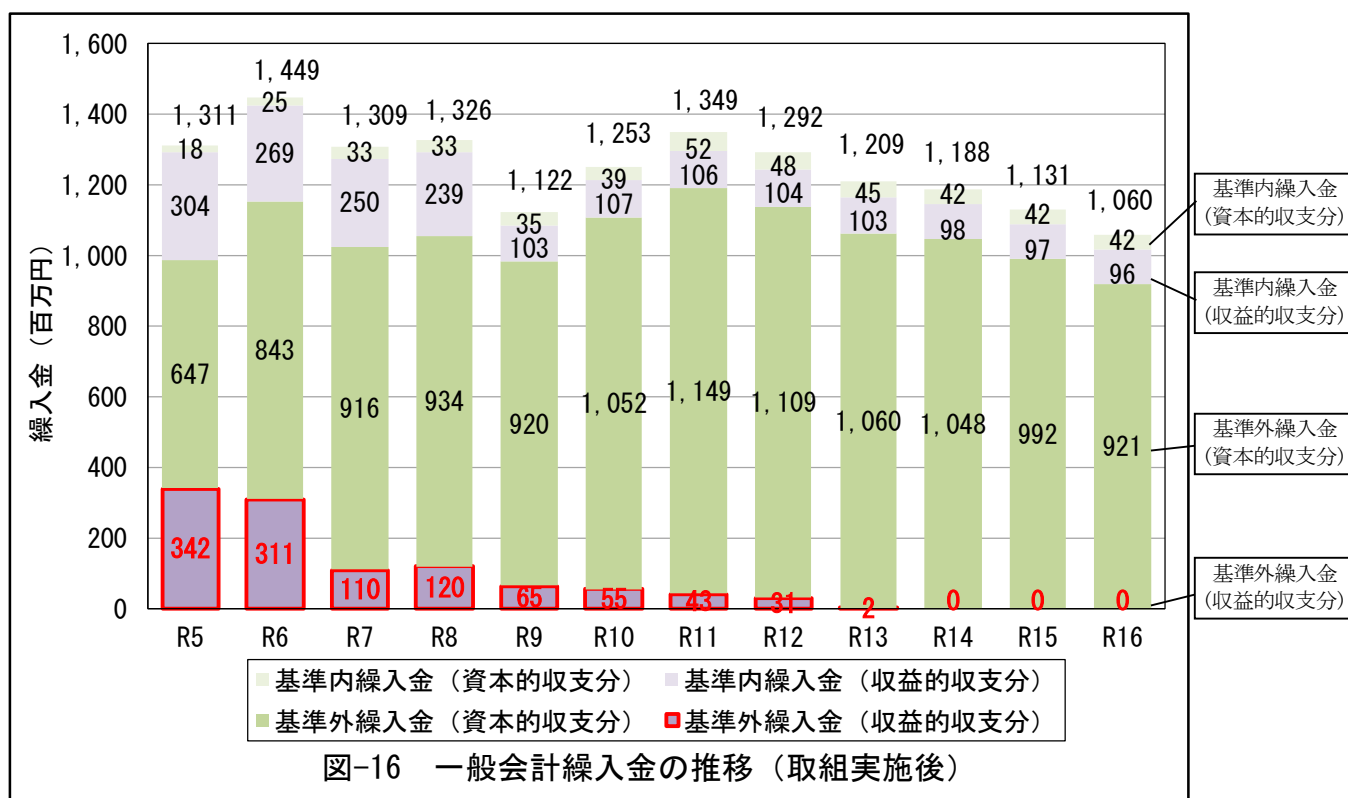
なお、建設改良費においても、物価上昇を反映しています。

(4) 一般会計繰入金

基準内繰入金の算定根拠は「地方公営企業繰出金について」によるものとし、基準外繰入金の算定根拠は収益的収支及び資本的収支において不足する額を補填する額とします。

ただし、実際の各年度における繰入の額は雨水処理費、企業債元金、企業債利息及び総係費の合計額を上限としております。

取組実施により令和 14 年度から収益的収支分の基準外繰入金が皆減となる見込みです。



(5) その他

表-8 の未反映及び今後検討予定の取組項目についても検討し、建設改良費及び維持管理費等の支出削減に努めます。

8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

(1) 事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5 年毎）の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

PDCA サイクルの確立を通じて計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことが責務と考え、検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5 年ごとの中期スパンにおいて経営戦略の再検討を行います。ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。



図-17 PDCA サイクル

(2) モニタリング指標の設定

本計画の達成度の検証・評価は本計画の改定時に行うものとし、令和 11 年度の経営戦略改定検討時に検証できるよう令和 10 年度を中間年とし、計画期間末の令和 16 年度とともにモニタリング目標を設定します。

表-9 モニタリング指標の設定

経 費 指 標		実績値	中間	期間末	備考
		R5年度	R10年度	R16年度	
使用料単価	円/m ³	134.2	150円/m ³ 以上	150円/m ³ 以上	重点モニタリング指標
経費回収率	%	88.3	95% 以上	100% 以上	重点モニタリング指標
汚水処理原価	円/m ³	198.5	187.9	166.4	
汚水処理原価 (公費負担分を除く)	円/m ³	152.1	187.9	166.4	
水洗化率	%	75.6	80.4	85.0	

※各指標は表-7 の取組項目を実施することを想定した目標値です。

➤重点となるモニタリング指標①：使用料単価

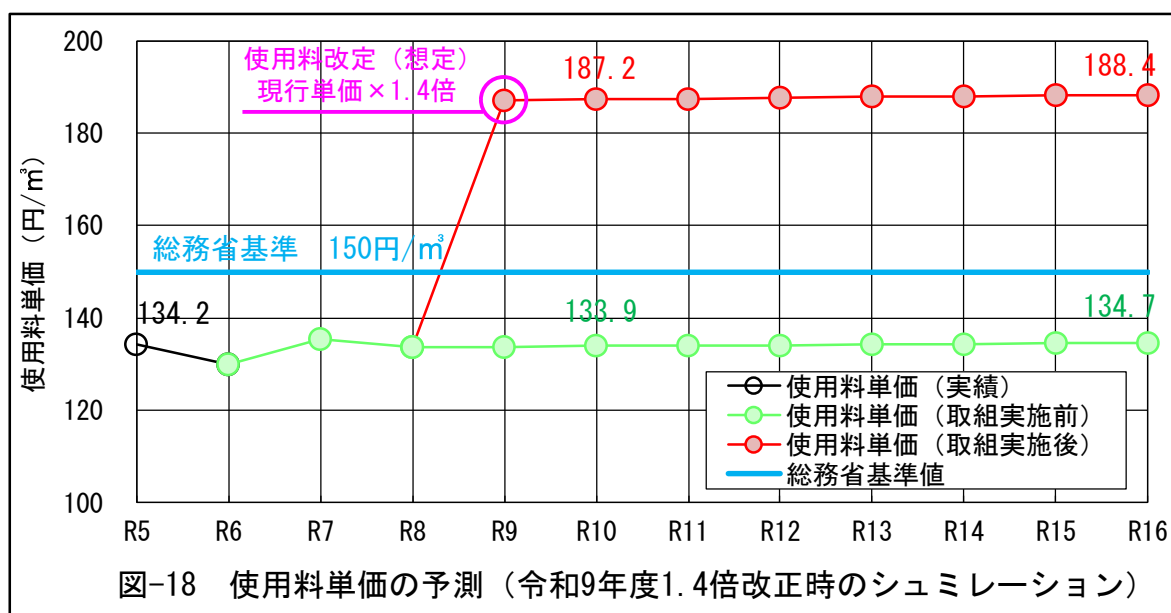
使用料改定を含む「経営基盤強化」への取り組みを実施し、使用料単価を地方財政措置の対象となる基準以上までの引き上げを図ります。

使用料単価目標

令和 5 年度 (現況)	令和 10 年度 (中間目標)	令和 16 年度 (期間末目標)
134 円/m ³	→ 150 円/m ³ 以上	→ 150 円/m ³ 以上

使用料改定を含む「経営基盤強化」への取り組みを実施した場合、令和 9 年度以降は 150 円/m³以上を確保できる見込みです。

なお、令和 16 年度の期間末目標については、総務省の示す基準に変更があった場合にはその使用料単価に変更することとします。



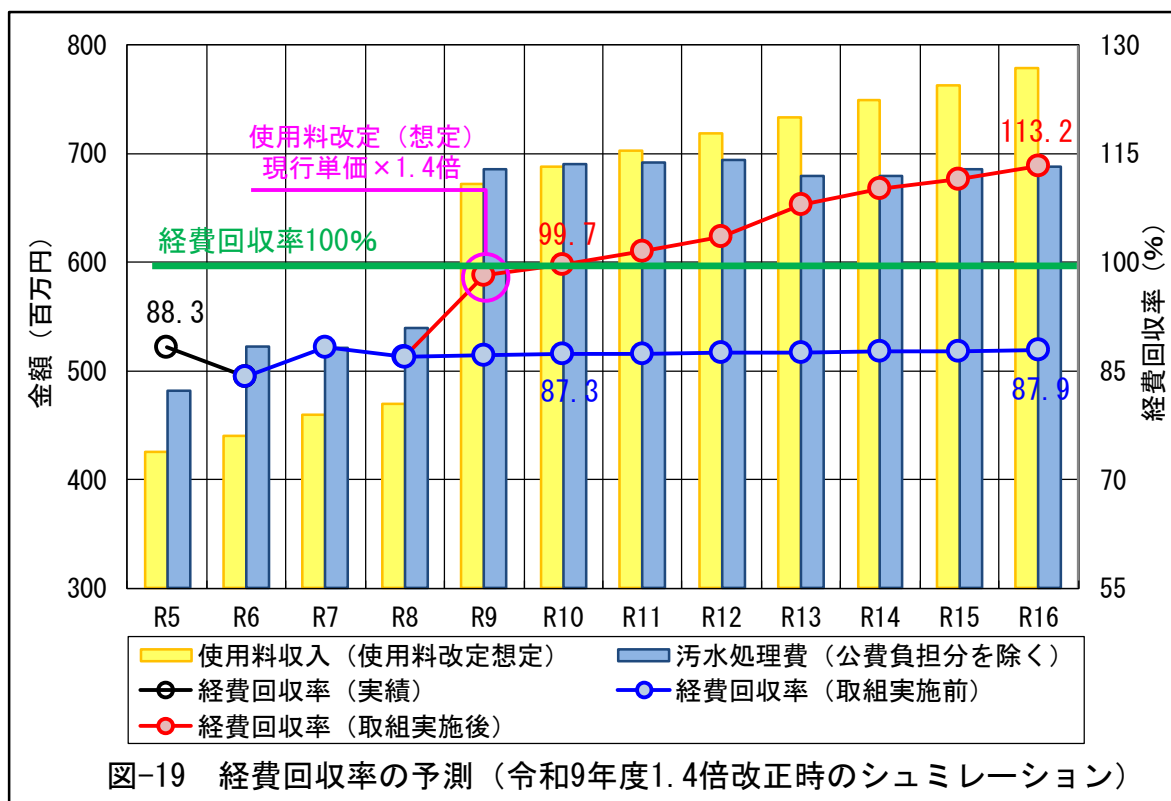
➤重点となるモニタリング指標②：経費回収率

「経営基盤強化への取組」を実施することにより、経費回収率を令和5年度の88.3%から、100.0%以上へ引き上げます。

経費回収率目標

令和5年度 (現況)		令和10年度 (中間目標)		令和16年度 (期間末目標)
88.3%	→	95.0%以上	→	100.0%以上

使用料改定を含む「経営基盤強化への取組」を踏まえて経費回収率を予測すると図-19 のとおりとなり、計画期間末（令和16年度）の経費回収率は、取組実施前の約87.9%から、取組実施後に約113.2%となり、約25.3%の向上が図られます。



※使用料改定年度における汚水処理費（公費負担分を除く）の増加は、収入の増加に伴い繰出基準による公費負担額（基準内繰入金）が減額となるためです。

(3) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和 2(2020)年 3 月 31 日国官会第 29901 号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡令和 2(2020)年 7 月 22 日）が出されましたので、同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

表-10 経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目		R6	計画期間									
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間												
経営戦略の改定		○					○					○
下水道整備												
収入増加のための取組	使用料改定の検討											
	使用料改定				○							
	水洗化率の向上											
	未収金対策											
支出削減のための取組	経費の節減											
	共同汚泥処理											
	口座振替の促進											
	委託費の適正化											
	ストックマネジメント手法の導入											
	建設コスト縮減											
	設計等委託方法の適正化											
共通事項	広域化・共同化											
	人材育成											
	周辺自治体との情報交換											
経費回収率（使用料改定等を考慮）						95%						100%

投資・財政計画(使用料改定を想定)
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			前々年度	前年度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
区 分			(決 算)	〔 決 算 込 〕												
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	475,061	582,510	525,297	557,093	567,058	770,946	789,967	804,735	818,760	832,651	846,344	860,547	874,429	
		(1) 料 金 収 入	415,756	425,383	440,439	460,248	470,108	672,419	687,993	703,236	718,866	733,723	748,691	763,329	778,352	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	59,305	157,127	84,858	96,845	96,950	98,527	101,974	101,499	99,894	98,928	97,653	97,218	96,077	
		2. 営 業 外 収 益	1,709,653	1,809,626	1,821,696	1,595,001	1,619,933	1,491,439	1,600,875	1,627,251	1,643,514	1,617,520	1,610,866	1,624,797	1,635,712	
		(1) 補 助 金	477,377	509,771	505,812	282,041	281,040	88,055	79,128	66,772	54,264	25,078	19,429	19,593	19,674	
		他 会 計 補 助 金	474,377	488,771	495,712	263,386	262,203	69,036	60,027	47,589	34,999	5,731	0	0	0	
		そ の 他 補 助 金	3,000	21,000	10,100	18,655	18,837	19,019	19,101	19,183	19,265	19,347	19,429	19,593	19,674	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,229,132	1,297,192	1,315,545	1,312,630	1,338,563	1,403,054	1,521,417	1,560,149	1,588,920	1,592,112	1,591,107	1,604,874	1,615,708	
		(3) そ の 他	3,144	2,663	339	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
収 入 の 計 (C)			2,184,714	2,392,136	2,346,993	2,152,094	2,186,991	2,262,385	2,390,842	2,431,986	2,462,274	2,450,171	2,457,210	2,485,344	2,510,141	
収 支 的 支 出	収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,852,170	2,022,927	2,057,298	2,038,309	2,079,904	2,157,596	2,280,345	2,326,248	2,361,620	2,355,558	2,358,651	2,383,220	2,399,272	
		(1) 職 員 給 与 費	40,991	47,774	61,377	64,400	65,600	66,200	66,700	67,300	67,800	68,400	68,900	69,500	70,000	
		基 本 給 与 費	40,991	47,774	61,377	64,400	65,600	66,200	66,700	67,300	67,800	68,400	68,900	69,500	70,000	
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 経 費	510,483	586,122	596,359	568,400	584,600	599,100	607,900	616,400	625,200	633,700	642,600	656,400	665,200	
		動 力 費	88,421	68,672	91,181	94,300	99,400	103,100	106,200	109,200	112,200	115,100	118,200	122,200	125,200	
		修 繕 費	124,411	140,231	145,633	115,000	117,100	119,400	120,400	121,400	122,400	123,400	124,500	126,400	127,500	
		材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		そ の 他	297,651	377,219	359,545	359,100	368,100	376,600	381,300	385,800	390,600	395,200	399,900	407,800	412,500	
(3) 減 価 償 却 費	1,300,696	1,389,031	1,399,562	1,405,509	1,429,704	1,492,296	1,605,745	1,642,548	1,668,620	1,653,458	1,647,151	1,657,320	1,664,072			
2. 営 業 外 費 用			156,987	158,258	120,597	113,785	107,087	104,789	110,497	105,738	100,654	94,613	89,995	85,595	82,613	
(1) 支 払 利 息	129,963	121,084	120,596	113,785	107,087	104,789	110,497	105,738	100,654	94,613	89,995	85,595	82,613			
(2) そ の 他	27,024	37,174	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支 出 の 計 (D)			2,009,157	2,181,185	2,177,895	2,152,094	2,186,991	2,262,385	2,390,842	2,431,986	2,462,274	2,450,171	2,448,646	2,468,815	2,481,885	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			175,557	210,951	169,098	0	0	0	0	0	0	0	8,564	16,529	28,256	
特 別 利 益 (F)			0	22	12,099	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)			740	331	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 740	△ 309	12,089	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			174,817	210,642	181,187	0	0	0	0	0	0	0	8,564	16,529	28,256	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			174,817	385,459	566,646	566,646	566,646	566,646	566,646	566,646	566,646	566,646	575,210	591,739	619,995	
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	886,179	1,267,470	1,258,914	1,262,211	1,263,855	1,297,573	1,300,169	1,302,709	1,305,314	1,307,791	1,310,285	1,312,725	1,315,229		
		90,529	82,007	73,451	76,748	78,392	112,110	114,706	117,246	119,851	122,328	124,822	127,262	129,766		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)	1,203,680	1,370,619	1,404,616	1,458,348	1,517,641	1,550,593	1,653,609	1,610,290	1,539,225	1,518,121	1,458,162	1,383,408	1,267,967		
		うち 建設改良費分	983,350	999,895	1,041,289	1,095,021	1,154,314	1,187,266	1,290,282	1,246,963	1,175,898	1,154,794	1,094,835	1,020,081	904,640	
		うち 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 未払金	213,757	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	363,327	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			475,061	582,510	525,297	557,093	567,058	770,946	789,967	804,735	818,760	832,651	846,344	860,547	874,429	
地方財政法による資金不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 模 (P)			475,061	582,510	525,297	557,093	567,058	770,946	789,967	804,735	818,760	832,651	846,344	860,547	874,429	
健全化法第22条により算定した資金不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(使用料改定を想定)
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	704,000	800,900	1,229,400	703,800	1,086,700	1,859,300	809,400	816,200	609,600	614,600	566,600	575,500	580,200	
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	674,903	665,524	868,437	948,899	967,118	954,307	1,091,319	1,200,323	1,157,277	1,104,122	1,090,404	1,034,143	963,499	
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	217,980	125,560	485,385	500,900	752,200	1,337,289	602,500	607,500	375,300	378,500	381,600	387,800	390,800	
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	28,246	26,318	15,550	5,000	15,900	12,400	13,900	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	1,625,129	1,618,302	2,598,772	2,158,599	2,821,918	4,163,296	2,517,119	2,634,623	2,152,777	2,107,822	2,049,204	2,008,043	1,945,099	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	1,625,129	1,618,302	2,598,772	2,158,599	2,821,918	4,163,296	2,517,119	2,634,623	2,152,777	2,107,822	2,049,204	2,008,043	1,945,099	
	資本的支出	1. 建設改良費	905,329	737,240	1,822,580	1,277,300	1,919,700	3,269,589	1,490,000	1,502,400	1,040,600	1,049,200	1,002,000	1,018,100	1,026,300	
		うち職員給与費	9,833	9,727	18,219	23,900	24,200	24,700	25,100	25,400	25,600	25,800	26,000	26,400	26,600	
		2. 企業債償還金	957,945	983,238	1,001,646	1,041,289	1,095,021	1,154,314	1,187,266	1,290,282	1,246,963	1,175,898	1,154,794	1,094,835	1,020,081	
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	18	14	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		計 (D)	1,863,292	1,720,492	2,824,256	2,318,619	3,014,751	4,423,933	2,677,296	2,792,712	2,287,593	2,225,128	2,156,824	2,112,965	2,046,411	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)		238,163	102,190	225,484	160,020	192,833	260,637	160,177	158,089	134,816	117,306	107,620	104,922	101,312	
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	28,606	0	84,017	92,879	91,141	89,242	84,328	82,399	79,700	61,346	56,044	52,446	48,364	
		2. 利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	264,920	90,600	23,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	35,237	35,190	117,867	67,141	101,692	171,395	75,849	75,690	55,116	55,960	51,576	52,476	52,948	
	計 (F)		328,763	125,790	225,484	160,020	192,833	260,637	160,177	158,089	134,816	117,306	107,620	104,922	101,312	
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 90,600	△ 23,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)		15,702,441	15,520,103	15,747,857	15,410,368	15,402,047	16,107,033	15,729,167	15,255,085	14,617,722	14,056,424	13,468,230	12,948,895	12,509,014		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		533,662	645,848	580,560	360,221	359,143	167,553	161,991	149,078	134,883	104,649	97,643	97,208	96,067
	うち基準内繰入金	225,268	304,074	269,223	250,450	238,812	102,938	106,617	105,836	103,842	102,517	97,643	97,208	96,067
	うち基準外繰入金	308,394	341,774	311,337	109,771	120,331	64,615	55,374	43,242	31,042	2,132	0	0	0
資本的収支分		674,903	665,524	868,437	948,899	967,118	954,307	1,091,319	1,200,323	1,157,277	1,104,122	1,090,404	1,034,143	963,499
	うち基準内繰入金	15,713	18,289	25,107	32,851	32,984	34,551	39,261	51,708	48,420	44,538	42,464	42,468	42,470
	うち基準外繰入金	659,190	647,235	843,330	916,048	934,134	919,756	1,052,058	1,148,615	1,108,857	1,059,584	1,047,940	991,675	921,029
合 計		1,208,565	1,311,372	1,448,997	1,309,120	1,326,261	1,121,860	1,253,310	1,349,401	1,292,160	1,208,771	1,188,047	1,131,351	1,059,566